



休憩時間が15分少ない！

管理者のミスが発覚！

京都事業所において、時短勤務の社員が数年に渡り休憩時間が1時間のところ45分しか与えられていなかった事象が発覚しました。

これは、育児休暇から復職して時短勤務になった社員が、管理者に休憩時間を確認した際に、管理者が確認を怠ったために発生したものでした。その後、管理者全員が事情を聴取されましたが誰一人覚えていないと言いました。これは、現場に責任を押し付ける行為であり本社の管理責任が問われます。

何で謝らなあかんねん！ by 蔵本

この管理者のミスで発生した不祥事に対して、蔵本副所長は「何で謝らなあかんねん」と自らの見解を示しました。部下の確認ミスで社員に不利益を与えていたのに、その上司である副所長の開き直りとも取れるこの発言を社員の皆さんはどう感じますか。

済みませんでした！ by 科長

京都事業所に、時短社員であっても休憩時間が60分の社員がいることがわかり、労働契約書にも休憩時間が45分ではなく、1時間と記載のあることから、管理者に伝えたところ、会社は誤りを認めた上で休憩時間の不足分をお金で支払うと伝えてきました。

社員自らが休憩時間の誤りに気が付き申告を行ったことに対して、科長は会社の非を認め謝罪をしました。

働きやすい職場をつくろう！

この様な体質を許したら何も言えない会社になってしまいます。この様な会社の体質では就職希望者が増えることはありません。サービスックは採用者より退職の方が多く、職場によっては欠員状態で業務に取り組んでいます。J S 労は一人ひとりの話を聞いて誰もが働きやすい会社を目指していきます。